

添付書類の作り方Q&A

Q1 私たちのサークルは、毎月の練習や学習会が主ですが、活動報告書どのように書けばよいでしょうか。

A1 普段の活動をまとめたものを「活動実績」として提出してください。特別な大会や行事への参加実績だけでなく、定例的な練習や学習などが「年間事業」となります。また、サークル運営のために開催した総会や役員会などの話し合いも、「活動実績」に含め、記入してください。

(例) ○○コーラス 活動報告書 (1年分)

活動日	名称	活動場所	参加人数	内容
4月 2日	役員会	中央公民館	6人	総会の打合せ
4月 9日	総会	中央公民館	30人	前年度の活動・会計報告と新年度の活動計画・予算の話し合い
5月 12日	定期練習	中央公民館	23人	基礎練習
5月 20日	定期練習	中央公民館	18人	基礎練習
6月 2日	定期練習	○○	28人	全体の音合わせ
6月 10日	役員会	会長宅	6人	発表会の打合せ
6月 20日	○○音楽祭	中央公民館	35人	発表会
				(以下省略)

※ 決められた書式はありませんので、前年度の活動内容がわかる「活動報告書」であれば結構です。

Q2 収支決算書の作り方を教えてください。

A2 収支予算書は、計画的、継続的な活動をするために、予算を立てて活動することを前提として作成するものです。団体活動を行う上で、会場費、郵送料、事務用品代や、指導者への謝礼など、いろいろな経費が必要になります。

一般的には、会計担当は、収入と支出のつど会計簿に記入し、内容を明らかにしておきます。会計年度終了後、収入と支出それぞれの総額と内訳を具体的にまとめて収支決算書を作ります。そして、正しく処理されたかどうか会計監査をうけ、会員に報告します。

登録申請の際は、前年度の収支決算書を提出してください。

なお、前年度に収支決算書を作成しなかった団体は、今年度の収支予算書を作成してください。

(例) ○○コース 収支決算書 ○○年度分

収 入		
科 目	決算額	摘 要
前年度繰越	11,205 円	
会費収入	156,000 円	500 円×25 名×7 か月 (4~10 月) =87,500 円 500 円×26 名×2 か月 (11, 12 月) =26,000 円 (11 月から 1 名入会) = 1,000 円 500 円×27 名×3 か月 (1~3 月) =40,500 円 (1 月から 1 名入会) = 1,000 円
合 計	▲167,205 円	
支 出		
科 目	決算額	摘 要
指導者謝礼	120,000 円	10,000 円× 12 回=120,000 円
郵送料 (切手)	8,000 円	80 円×100 枚= 8,000 円
事務用品代	10,130 円	封筒 (100 枚) 1,280 円 印刷用紙 (2,000 枚) 4,200 円 色上質紙 (1,000 枚) 4,650 円
次年度繰越	29,075 円	
合 計	▼167,205 円	

収支決算書の「収入」と「支出」の合計額は、一致させます。

※ 決められた書式はありませんので、前年度の収支内容がわかる「収支決算書」であれば結構です。

Q3 私たちのサークルは、今まで規約（会則）を持っていませんでした。規約とは、どのような内容で作成するものでしょうか。

A3 規約（会則）は、団体の基本的な取り決めであり、会員間の合意で決めていくものです。会員の中に規約を知らない人がいないようにしましょう。
一般的に、規約には次のような項目が考えられます。

項目	内容
①会の名称	みなさんのサークルの名称を記載します。
②事務所 (団体所在地)	代表者宅に置く場合が多いのですが、連絡員宅に置く場合もあります。
③目的	会の目的を明確にすることにより、会員が共通の認識をもって活動できます。
④活動内容	団体の目的を実現するために、活動する内容を具体的に示します。
⑤会員及び 入退会	会員は平等の権利と責任をもちます。市民に開かれたサークルは、目的に賛同する人なら誰でも入会できることが原則で、退会は会員の自由意志により決めます。
⑥役員と役割	会長・副会長・会計・会計監査などの役員を団体の活動に合わせて置き、役割と任期を定めます。
⑦会議	総会（定期・臨時）、役員会など、団体運営に必要な会議を設けます。年に1度は、総会を開催します。
⑧規約の改正	どういうルールで改正できるのか明確にしておきます。改正は、総会で十分審議し、慎重に行ないます。
⑨経費・会計	会員の総意により平等に負担し、会員に報告します。
⑩施行日	規約の取り決めを実際に実行し始める日を明記します。

※ 次のページに規約の具体的な作成例があります。上の表の①から⑩までと、作成例の（ ）の中の①～⑩は対応しています。

(名称・所在地) (①・②)

第1条 本会は〇〇〇〇コーラスの会と称し、事務局を連絡員の自宅に置く。

(目的) (③)

第2条 本会はコーラスの技術向上と、会員相互の親睦を図り、自主的な練習活動を進めることを目的とする。

(活動内容) (④)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 毎月第1水曜日に指導者を招き、合唱練習を行う。
- 2 毎月第3水曜日に自主練習を行う。
- 3 〇〇音楽祭に参加する。
- 4 秋に、〇〇コーラスの会 定期演奏会を開催する。

(入会の資格) (⑤)

第4条 本会に入会できるものは、会の目的に賛同し、活動できるものとする。

(役員) (⑥)

第5条 本会に次の役員を置く。

代表者1名 副代表者2名 連絡員1名 会計1名 会計監査2名

(役員を選任並びに任期) (⑥)

第6条 役員は、会員の中からの互選により、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(総会・役員会) (⑦) (⑧)

第7条 本会は、年1回の総会及び必要に応じて臨時総会を開催し、次の事項について審議する。総会は会員の過半数の出席を必要とする。議事は、出席者の過半数の賛成によって決定する。

- (1) 事業計画
- (2) 予算・決算
- (3) 会則改正
- (4) その他必要事項

2 役員会は必要に応じて開催し、会の運営について協議する。

(会費及び会計) (⑨)

第8条 本会の必要経費は、会費その他の収入によってまかなう。

- 2 入会金は1,000円、会費は月500円とする。
- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

付則 (⑩)

この会則は、平成30年2月1日から施行する。

改正 平成〇年〇月〇日